

第14回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年9月13日（水）

午後6時半～9時00分

場 所：本館3階 301会議室

出席者： 【委員】50音順

会長	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 瑠子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
会長代理	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

広橋 正博	社会福祉協議会事務局長（地域自治部会長）
長谷川裕一	市民協働推進担当部長（地域自治副部会長）
西 和男	政策推進室長
中澤 晃一	政策推進担当課長
丸山 賢一	法務担当課長
寺田 稔	政策推進員 ほか

1 議 事

小川会長

それでは、第14回地域自治委員会を開催する。本日の審議内容について事務局より説明願いたい。

寺田政策推進員

本日は、公募による市民で構成し、本条例に係る参加と協働について市民の目線から研究し検討を行った「市民検討会」からご提出いただいたご意見について、意見交換並びにご審議をお願いしたい。

市民の目線ということから、地域における身近な問題を起点とし、それを解決するための参加と協働の仕組みについて、7月27日から9月7日まで全8回に渡ってご検討いただいた。提出のご意見は、法的に精査されたものではないが、その根底にある思いを出来る限り汲み取って本条例に反映できればと考えている。

市民検討会

～ 資料説明 ～

小川会長

市民検討会からご指摘いただいたような、市民の方が身近で直面する切実な問題を解決する仕組みを定めるものが本条例であると考えている。

本市は合併により大きくなった。一市民がなかなか市長へ意見を言いにくくなった側面

もあろうかと思う。それを市民に身近な区役所を設置することで解決していく。そのためには市長の権限をできるだけ区長におろしていくことが必要だ。

一つ目として、専門用語でいうところの補完性の原理により、自分で解決する問題、皆で話し合い協力して解決する問題、行政が解決すべき問題、この3つの仕分けが重要であろう。この上で、解決の新しい形として市との協働、市民間の協働というものが必要なのではないだろうか。

もう一つは、市民対市の関係の中で、市が市民の方にどれだけの仕組みや権限を用意することができるのか。例を挙げれば、身近な区役所で解決できるような仕組みである。

この二つの観点を自治基本条例に盛り込むことが必要であろう。本条例は自治の基本原則やその仕組みを規定するものであるため、具体的な内容を細部まで規定することは馴染まないものの、検討会のご意見等を解決し得る仕組みがしっかり含まれているか確認していきたい。

市民検討会のご意見で一つ感じたのは、そもそも審議会とはある問題について市長が住民に諮問するためのものである。そこに住民も参画し、しっかり発言すれば審議会内できちんと反映されていくものである。審議会において、実行を含めて最終的な政策決定を行うものではない。

塩田委員

市民委員会のお話の中で、市民に本条例が周知されていないというご指摘があったが、市域や人口が大きくなって確かに市民の声が届きにくくなってきたと思う。それを解決するのが分権であり、その分権を保障するのが自治基本条例である。

なお、本条例は旧市町村いわゆる合併された側から見れば約束事であり、よく周知されている。

市民検討会のご意見は、規定の仕方として細かくはないが、その精神は本条例に全てしっかり入っているのではないかと思う。

木戸委員

参加と協働の仕組みという一定のテーマの下で検討を行ったものであるから、細かく議論されていることは成果であると思う。

附属機関等について大変深く踏み込まれているが、委員の構成など細かな点については附属機関設置条例等で検討することが相応しいのではないか。その他においても、これから出来上がる区自治協議会をうまく活用していけば解決できる問題もあるのではないだろうか。

本条例は、政令市新潟の憲法として基本的で大きな枠組みを定めておけば、具体の事項は本条例に基づき、その他の条例や規則で規定・運用していけばいいのではないだろうか。

「参加」と「参画」の用語については、本条例内で検討すべき事項であると思う。

また、公募委員など審議会については、かつての充て職やシナリオありきの附属機関運営であってはならないと私も考えている。

小川会長

審議会は、市民が参画できる非常に重要な機会だと考えている。一方で、審議会だけでは住民参画の手法として貧弱であり、今後は、例えばコミュニティを通じて参画していかなくてはならないと思う。

色々なご指摘を市民検討会の皆さんより頂くことができた。その大部分は、検討してき

た地域コミュニティで解決できるものとする。地域の問題については、まずコミュニティで振り分けを行う。個人で解決すべきもの、市が解決すべきもの、残ったものが地域コミュニティが協働により取り組むべき問題となるのだろう。

1区では、多様な主体の参画による百人委員会を設置し、その中から区自治協議会準備会の構成員を選出する。区自治協議会は、全ての団体から意見の反映や行動について監視されることとなる。

地方分権改革の大きな成果として地域自治区の設置があげられる。本市は行政区を単位とするので、その区長は職員となる。自治を守る仕組みが区自治協議会といえるのではないだろうか。

河田委員

「参加」と「参画」という用語については、本委員会においても議論した点である。事務局の説明によれば、参画は参加を含むより広義なものということであったが、市民検討会の方より当初の検討と同様のご指摘を受けて、やはり分かり易さが必要ではないかと感じた。

協働については、自助、共助、公助といったいわゆる補完性の原理で整理していくことが必要であると再認識した。

本委員会でも議論・検討してきたことと同様のご指摘が市民検討会からも提出され、非常に共感を覚えた。細かな点は運用の問題ではないかと思う。

市民検討会参加者A

住民投票についてどう考えるか。また、「その9 コーディネーターの役割」について、補足説明させていただきたい。

小川会長

本委員会においても、住民投票は本条例から欠くことの重要な事項と認識しており、現段階においては地方自治法に準拠した形で規定し、市民側等から常設型を求めるなど更なる議論の高まりがあれば、それを反映するべく検討を行うべきと考えている。

市民検討会参加者B

現状として、コミュニティに若手が入っていない。旧態依然としたメンバーの構成となっている。そういった面についても、行政からの教育・指導が必要なのではないだろうか。成熟した段階でのコーディネートは不要と考える。

市民検討会参加者C

私も現在あるコミュニティ協議会で活動しているが、会議開催に声がかかったことがない。また、総会資料も配布されない。このように、現状として、一市民の声はなかなか聞いてもらえない問題がある。

コミュニティ協議会については、地域住民の自主的な活動であるため行政から直接指導することは難しいとも聞いている。そこを踏み込んで、本条例内においてしっかり規定できないだろうか。

小川会長

皆さんが直面する切実な問題を解決していく仕組みを定めるものが本条例である。

ただ、コミュニティ協議会の現状として、生まれたばかりで現在進行中であることをご理解願いたい。

木戸委員

本委員会の中でも、コミュニティ協議会について、検討の当初より充て職的な、地域のボスが占める様な仕組みでは困るということを再三指摘してきた。

今ほどの市民委員会ご指摘の事項については同感であるけれども、大綱的な本条例に具体的なことはなかなか盛り込み難い。本条例には最低限のことを規定し、本条例施行後はその理念に基づいて具体的な運用を行っていくことが必要なのではないだろうか。

小川会長

7区の例であるが、現在地区事務所という限られた人員の中でコミュニティ協議会をやるのは大変だと感じた。コミュニティ協議会への支援については、人的・財政的など具体的にその内容を盛り込んでいくことを指摘させていただいている。専従の職員がコミュニティ協議会など地域活動の支援に関わることでできる体制が必要である。ちなみに、1区では市職員OBの活用を行っている。行政のことも知っているし、地域のことも知っている人材である。永続的に良いとは言わないが、動き出すまではこのような支援体制も必要かと思う。

行政職員に対して指摘することだが、自治については行政が全く手を出さないという考え方は間違いである。職員も分権型へ変わらなくてはならない。まちづくりに関しては、職員も含め多種多様な属性の参加が必要である。

河田委員

自治会など今までの団体は専ら行政との結び付きを強めていたと思う。これからは市民との結びつきを強め、協働して一緒に問題解決にあたっていくことが必要だ。

眞谷委員

私もコミュニティ協議会で副会長をやっている。私のところでは、どこかの団体が中心となって一部が突っ走って物事を決めていくということではできない体制になっている。逆に言えば、機動性に劣るということかもしれないが。

地域によってコミュニティ協議会の体制も異なり、それぞれが抱える問題点も異なるのだと感じた。それぞれの事情に合わせた幅広い支援が必要だと考える。それは活動の自主性を妨げるものであってはならず、自主的な活動の足を引っ張らない、自立すること妨げない支援が必要であると思う。

地域によっては、立ち上げ段階から市側が働きかけをしないといけないケースもあるだろう。広義の言葉で定め、市民が運用しやすい様に本条例を定めることが必要であると思う。

自分たちのまちのことは、自分たちで決定し行うということを基本理念として本条例に定めたいと思う。我々はついつい権利ばかりを主張してしまうが、権利に伴うものは義務であり、自由に伴うものは責任であることを認識しなくてはならない。自分の意見が通らないと「聞いてもらえなかった」と言う人達がいるが、私を含めそろそろ市民も変わらなくてはならない。市民検討会のご意見は、こういったことが重要であるということを指摘していただいたと感じている。

市民検討会参加者D

私たちも自分でやれることはやった上で審議会等に参加・参画してきた。審議会等で決まったことの実行を保障することが必要ではないかと考える。

最近、議会と市民の遊離が目立っていると感じる。これをどう克服するか。その仕組みの一つが住民投票制度であり、市民主体の審議会ではないだろうか。

小川会長

本条例は、市民、行政そして議会の責任と役割についても規定していく予定である。議会の規定について、本委員会から細かに指摘することはできないが、議会、市民、行政の三つの主体について定めることが不可欠だと考えている。

市民の意見を汲み上げていくということは、議会にとって大事な役割である。1区の区自治協議会準備会では、執行部と議会の双方に同じことを説明している。これにより、情報の共有が図られる。

これからは、従来由市、議会、市民の型ではなく、間にコミュニティ協議会を入れていく。生まれただでまだ弱く、足並みもそれぞれだが、住民に実利を感じさせられる取組みや運営が重要となるであろう。

政令市に2つしか本条例を定めていないということは残念に思っている。国主導のアメとムチにより市町村合併が進められた。国側の根底にあるものは、国の支出を減らすことであり、自治体は合併特例債などに踊らされず、地方分権の受け皿をしっかりと創り上げることが大事である。それが、本市における区自治協議会だと考えている。

県内では、上越や柏崎が地域自治組織に取り組んでいる。そうした中、本市がどのような自治の仕組みを示すか。自治体も金が無いので、今後サービスはどんどん縮小していくことが予想される。サービスが手薄くなった部分を支える仕組みが地域自治組織だと考えている。

小川会長

市民検討会は、附属機関等の公募委員の定数に深く踏み込んでいるが、附属機関委員の定数などは何で定めているのか。

丸山法務担当課長

附属機関設置条例及びそれに基づく規則において、それぞれの附属機関の委員定数等を定めている。

市民検討会参加者D

それは公開されているか。

丸山法務担当課長

例規集としてHPでも公開している。

小川会長

本条例において、それぞれの附属機関の公募委員の人数を定めることはできないが、その考え方の理念を汲んでいきたい。

市民検討会参加者E

私もコミュニティ協議会の部会において副部長を務めているが、その経験を踏まえても市役所組織においてこれらの地域活動を繋ぐ担当部署が必要だと感じている。是非、設置していただきたいと思う。

塩田委員

首長と議員は住民の選挙により直接選ばれる。きつい言い方になるかもしれないが、公募委員の考え方として、公募委員が市民を代表しているかと言えばそうとは限らないことを認識しておく必要がある。

河田委員

10年前は、住民参加という言葉の中においても、最初から結果が決まっているような

審議会などがあつた。ここ最近は住民参加のあり方が大きく変わってきていると感じている。本委員会では、私は法律を熟知していないが自由に発言し、議論・検討の結果、一つの形に仕上がりにつつある。

眞谷委員

参加と参画の違いについて、条文を見ただけでは分からない。条文の中で何度も用いられる文言でもあるので、工夫して分かり易く伝える必要があるのではないかと。

木戸委員

市民検討会のご意見は、一定のテーマの下で検討を行ったものであるから、細かな具体まで議論されたものであると思う。

審議会や公募委員に関連して、本委員会においては自由に発言させて頂いたと思う。また、委員構成においても女性が2名おり、開かれた審議会であると感じている。

コミュニティ協議会については、本委員会においても区自治協議会と関連して「コミュニティ協議会とは」から検討を始め、その構成を地域のボス的な層が占めるようでは本来の役割をなさないと感じ続けている。

小川会長

市民検討会のご意見は全てが重要なものであると思う。これを本条例のどこの仕組みで表現するか。その大部分は、「第4章 区における住民自治」のところで表現できるのではないだろうか。

公募委員についても、市の仕組みとして盛り込んでいきたい。

本条例は、後から使う市民が使いやすいような形にしたいと思う。必然としてある程度抽象的になってしまうのは仕方がないと思う。

塩田委員

「参加」と「参画」の用語については、本条例の解説を作成し、そこで分かりやすく説明することが良いのではないかと。

河田委員

用語の定義に加えられないだろうか。

小川会長

「参加」が「参画」を包括的に含むものとして、本委員会においても整理・議論してきた。分かり易さの観点からも、さらに検討させていただく。

2 その他

本条例検討の今後の進め方について、資料を基に事務局より報告をいたしました。

以上

3 会議資料

資料 (仮称)自治基本条例市民検討会 検討内容

資料 (仮称)新潟市自治基本条例検討のフロー